

## 第8章

# スウェーデンの就労支援

－自治体と地域の取り組み－

関西福祉大学名誉教授 藤岡 純一

## はじめに

スウェーデンでは1990年代、とりわけ1991年の不況とその後の財政赤字を契機として、労働市場は大きな転機期を迎えた。1960年代に始まる高度経済成長と、スウェーデンモデルの核と言われる積極的労働市場政策によって、失業率は大きく抑えられて来たが、90年代に増加に転じ、しかも長期失業者が少なからず存在するようになった。

それとともに、もっぱら国の業務であった就労支援政策は、国と同時に自治体においても重要な業務となり、さらに民間の会社がマッチングを分担するようになった。自治体の就労支援は、自治体によって濃淡があるが、概ね失業率の高い都市において重視されていると考えられる。

本稿では、そのような都市の典型であるヨーテボリ市を取り上げて、自治体と地域の取り組みについて論じる。同市では、自治体独自の就労支援と並んで、財政連携法に基づいて設立された地域連携組合、そして労働統合型社会的企業を通じた取り組みが行われている。

最初に、スウェーデンモデルの概要と労働市場の転換から論述を始めることにする。

## 1 スウェーデンモデルの変遷

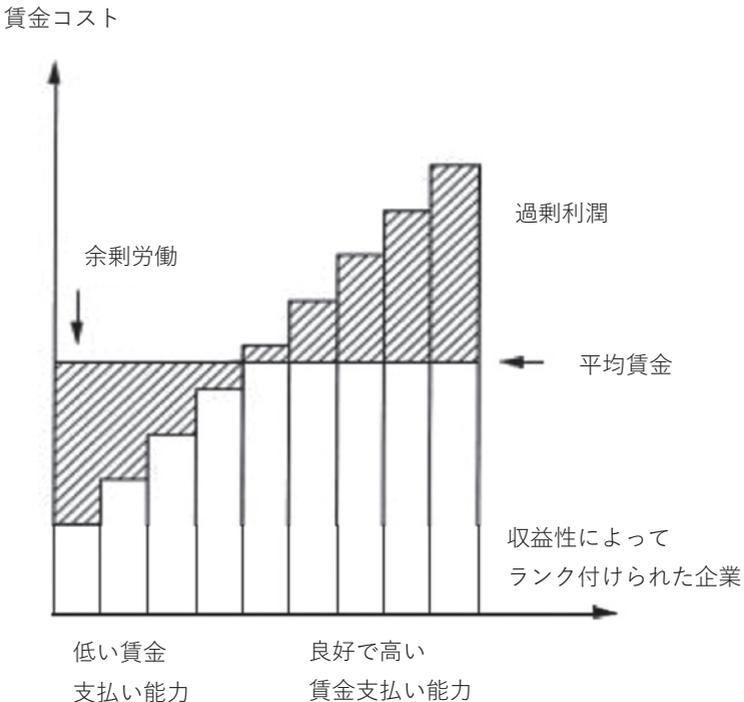
### (1) レーン・メードナーモデル

1950年代・60年代に始まるスウェーデンモデルは、大きな政府部門による普遍的な福祉国家と連帯賃金政策を基本としていた。本稿では、後者について概略を示す。

連帯賃金政策は、ブルーカラー層の労働組合（LO）のエコノミ

ストであったイエスタ・レーンとルドルフ・メイドナーが提唱したもので、レーン・メイドナーモデルとも言われる。これは、総需要を抑制する税制（税の引き上げ）と供給を促進する労働市場政策の結合であった。抑制的財政政策によってインフレーションを抑制して、その結果発生した失業を、教育・訓練、リハビリ、労働力流動化などの積極的労働市場政策によって、新しく拡大した労働需要に対応しようというものであった。需要の抑制や拡大のみではなく、供給志向型の政策を組み合わせたものとして評価される。

図表 1 賃金支払い能力の異なる企業にとっての連帯賃金政策の結果



(出所) Meidner (1993)、p.218

連帯賃金政策は、賃金が個別企業の収益性によって決まるものではなく、労働の種類によって決められるもので、「同一労働同一賃金」という労働組合の主張に対応するものであった。

図表 1 は、メイドナーの論文に掲載された連帯賃金政策の説明図である。縦軸に賃金コスト、横軸には収益性によってランク付けされた企業があり、左に収益性が低く低い賃金支払い能力の企業、右に行くほど収益性が高く良好で高い賃金支払い能力の企業が来る。同一労働同一賃金の原則の下、低い賃金支払い能力の企業は賃金を下げることができずに、余剰労働が発生する。この余剰労働を右の過剰利潤があり、良好で高い賃金支払い能力の企業に、職業訓練などの積極的労働市場政策によって移動させようというのが、連帯賃金政策の効果である。この積極的労働市場政策は、今日に至るまで引き継がれている。

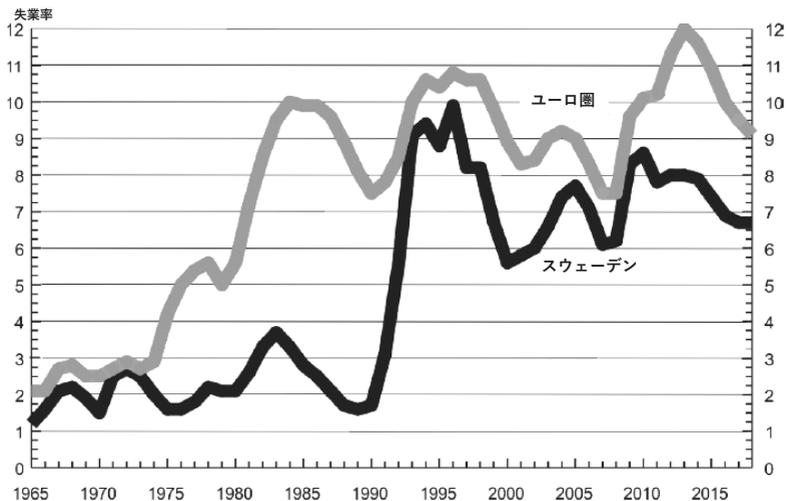
## (2) 失業率の推移

スウェーデンでは、完全雇用が、1970 年 - 80 年代の全期間を通じて経済政策の目標であった。事実、図表 2 のように、1965 年から 1990 年まで、1980 年代の一時期を除いて、失業率は 1% から 3% 内の範囲で推移した。1989 年には全国で 2% 以下、ストックホルムで 0.5% であった。業界における労働需要の増大、高い需要により国内の労働力が最大限に活用された。

これが一転したのは 1990 年代であった。1991 年に不況が到来し、不動産バブルがはじけ、銀行危機と通貨危機が表面化した。20 歳から 64 歳の年齢層の雇用率は 1990 年の 87% から 1997 年の 75% に低下した。失業率は急速に上昇し、1997 年には生産年齢人口のほぼ 10 分の 1 が失業した。同年の失業率は 11.6% になった。企業で退職を余儀なくされた人は就職して間もない人たちで、その中に障害を持ち欠勤率の高かった人もいた。また、労働市場でまだ足

場を築く時間のない移民者もたくさんいた。1997年にはヨーロッパ以外で生まれた人の31%が失業したかまたは失業中であった。不況による税収の減少と失業関連支出の増加のために、1993年には中央政府の財政赤字は、GDPの約11%に達した。失業率が高かったために、非常に長期の失業者が増えた。1997年時点で、失業者の中で過去10年間にすでに失業していたか、または活動支援プログラムに4年以上参加している人は8万人にのぼった（Edlin 2017, p.12-14）。

図表2 失業率の推移（スウェーデン、ユーロ圏 1965-2018）



(出所) Edlin (2017) p.7

図表2に見られるように、1990年代に失業率は10%近くまで上昇した。その後、若干減少するが2015年においても約7%になっている。なお、全期間を通じてスウェーデンの失業率はユーロ圏のそれより低くなっている。

労働市場政策は第一義的に国の役割であり、労働市場プログラムなどは国が提供する。しかし、1990年代以降はコミューンが社会サービス法等の枠内で独自の就労支援プログラムを提供することが一般化している。また、政府は求人と求職者のマッチングに民間企業の参入を認めており、これを主な業務とする株式会社が少なからず存在する。さらに、スウェーデンの労働市場政策と結びつけるために EU の社会基金が一定の役割を果たしている (Edlin 2017, p.15-16)。

SKR (Sveriges Kommuner och Regioner 地方自治体連合) によると、2019年に公共職業安定局の現地駐在員と職員が大幅に削減された。それによって、コミューンによる就労支援とコミューンと公共職業安定局との連携がますます重要になっている (SKR 2022, p.5)。

## 2 ヨーテボリ市の取り組み

スウェーデンの国と地方の業務配分を見ると、労働市場問題は中央政府に割り当てられているが、コミューンには任意業務として就労支援が位置づけられている。1990年代以降、任意業務としての就労支援が都市部を中心に拡大した。本稿では都市部の典型として、ヨーテボリ市を取り上げる。

ヨーテボリ市は、ヴェストラ・イエータランド・リージョンに属するスウェーデンの港湾都市である。人口は約 60 万人。スウェーデンで人口第 2 の都市で、工業の中心である。図表 3 の通り、スウェーデンの南西の海岸沿いに位置する。

同市の 2024 年の「労働市場と成人教育」予算は、80 万 7,000kr (約 1 億 1,300 円、1kr = 15 円で計算)、全予算の約 2% である。同年の中央政府の「労働市場と労働生活」予算は、900 億 kr (約 1 兆 2,600

円)で、全体の6.6%であった。ヨーテボリには、市独自の就労支援に加えて、公共職業安定局、社会保険庁、リージョンとの協働の組織である地域連携組合があり、就労支援を担っている。また、労働統合型社会的企業(WISEs)に障がい者や長期失業者等の就労支援が委託されている。これら全体を見ていく必要がある。

図表3 スウェーデンの地図



(出所) イラスト AC

### (1) ヨーテボリ市独自の取り組み

まず、ヨーテボリ独自の取り組みを見ていこう。14のプログラムがある(ヨーテボリ市のホームページ <https://goteborg.se/wps/portal/start/omsorg-och-stod/stodtilljobb> 2024年12月15日閲覧)。

### ① 若者への支援 NxtGenGbg

プログラムの一つである NxtGenGbg は、18 歳から 30 歳までのヨーテボリ住民の雇用を増やすために活動している。基礎プログラム、職業訓練プログラム、コーチングプログラムを通じて、競争力を強化し、教育、インターンシップ、仕事への扉を開く貴重なスキルと実践的なスキルを身に付ける。どのようなレベルから出発しても、参加者の可能性を最大限に発揮するのを助ける。

### ② ヨーテボリジョブス

このプログラムでは、ヨーテボリ市内の有期雇用（1 年間、延長可能）を提供し、仕事に就きながら、成長して前進するための追加のサポートを受けることができる。これは、長期間失業している人、スウェーデンに来たばかりの人、知的、認知的、または精神的な障害を持っている人を対象としている。

たとえば、公共施設のキッチン、高齢者住宅、プリスクールで働くこと、建物内の清掃サービスまたは市内の公園やその他の公共の屋外環境を清潔で整頓された状態に保つために働くことである。フルタイムで、病気の補償や活動の補償などと組み合わせることができる。

スーパーバイザー、雇用コーディネーター、作業療法士、カウンセラーなどの専門家による緊密なサポートがある。在職中は、勤務先の職場に専属の上司が常駐し、日常のサポートを行う。初任給は 2023 年に SEK 20,000kr/ 月（約 30 万円）であった。

### ③ その他の仕事支援

その他の仕事支援として、それぞれのプログラムが対象としている人を中心に述べる。全体として、対象者は精神疾患のある人、生活手当受給者（日本の生活保護）、元犯罪者、依存症者、新入国者である。

- ・ アクティブハウスセンター：18歳以上の精神疾患を持つもの
- ・ 労働生活と健康・北東部：18歳から64歳までの生活手当受給者
- ・ 労働市場ユニット IPS Hisingen：生活手当+精神疾患
- ・ Axet：精神科を受診した人
- ・ コロンブス：精神的に病んでいる人、18歳～29歳で中心部在住
- ・ コンパス：生活手当や住宅手当の申請者
- ・ コンピテンスセンター：公共職業安定局に登録必要、生活手当受給者
- ・ クラミ：犯罪の背景を持つ女性と男性
- ・ 中間ステップ Sisjön：18歳から65歳までの精神疾患を持つ人
- ・ リターンハウス：生活手当受給者
- ・ バモス：複雑な問題を抱える人、依存症や健康状態の悪さ
- ・ ウェルカムハウス：新入国者

活動について一例を挙げると、リターンハウス（Returhuset）は、最も労働市場から遠く離れている人を対象として、リサイクルショップ、レストラン、さらに手芸、木工、園芸、調理、自転車の修理などの部門で、30～40人の利用者が作業している。（山本2014, p.47）

#### ④ 対象者を規定している法律

スウェーデンには社会サービス法（socialtjänstlagen）があり、コミューンに社会福祉サービスの責任を課している。その対象として、こどもと若者、高齢者、障がい者、依存症者、介護者、犯罪犠牲者、暴力の加害者、債務者が挙げられている（第5章）。また、支援を受ける権利として、生活手当が挙げられている（第4章）。難民などの新入国者については、2012年に新入国移民者のための定着施策に関する法律（Lag om etableringsinsatser för vissa nyanlända invandrare）が制定され、それまでコミューンの責務

であったその役割が、公共職業安定局との協働で行われることになった（藤岡 2016、p.180）。これらの法律に基づいて、コミュニティは就労支援を行っている。

## (2) FINSAM ヨーテボリ

### ① 地域連携組合の意義

2004 年制定の「リハビリテーション施策の財政連携に関する法律」lagen om finansiell samordning av rehabiliteringsinsatser（以下、財政連携法と略す）に基づいて、国の機関である公共職業安定局と社会保険庁、基礎自治体のコミュニティ、および広域自治体のリージョンが構成メンバーになり、協働で各地域に新しい組織である地域連携組合を創設して、リハビリテーションを必要としている人が、稼働労働に必要な能力を身につけるかまたは向上させるために、チーム活動を行う。財源は国が 2 分の 1、リージョンが 4 分の 1、コミュニティが 4 分の 1 を拠出する。

1990 年代に、福祉国家の拡大が公共活動の差別化と専門化に導き、政策が多くの政策分野に分割されセクター化が進んだという認識が顕著になった。そのため複雑な問題を抱えている人が、さまざまな政府部門のグレーゾーン（政策の狭間）に落ち込んでしまうか、さまざまな部門を往復することになった。これを解決するために、水平的かつ垂直的な連携を進めたのが、地域連携組合である。福祉国家の新たな再編の動きである（藤岡 2025）。

2022 年現在 75 の地域連携組合があり、290 のコミュニティの内 273 が参加している。FINSAM ヨーテボリはそのうちの一つであり、ヨーテボリ市、ヴェストラ・イエータランド・リージョン、社会保険庁、そして公共職業安定局で構成されている。FINSAM ヨーテボリは全国で最大の地域連携組合であり、約 100 人の雇用者が、プログラムの遂行のために働いている。（FINSAM ヨーテボリの

ホームページ <https://finsamgoteborg.se/2024年12月16日閲覧>。

## ② FINSAM ヨーテボリの使命

FINSAM ヨーテボリの使命は、次のように定義されている。

- ・労働と学習に焦点を当てる。
- ・自力で労働と学習への道を開こうとする人のための個別化されたプログラムに資金を提供する。
- ・ヨーテポリ市民と当事者のために、安全で明確な協働文化を確立する。
- ・証拠に基づく方法と協働学習を使用する。
- ・計画、実施、フォローアップのすべての取り組みで常に個人に焦点を当てることを保証する権利に基づいて仕事を行う。

## ③ 活動の対象者

FINSAM ヨーテポリには主に6つのプログラムがある（ヤングアダルトはEUプロジェクト・ボーダーウォーカーの一部）。それぞれの対象者は以下の通り。

- ・AKTIV：16-66歳で、ヨーテポリ在住者。病気休暇中であるか、または病気休暇を取らなければならないリスクがある人で、運動を始めることで病気休暇を予防または短縮できる人。現在働いておらず、仕事や学習の計画の一環として健康を強化する必要がある人。仕事や勉強を妨げる精神的または身体的な病気がある人。個別に適応したトレーニングプログラムに従って独立してトレーニングする能力を持っている人。12週間、週に2回の定期的な活動のスケジュールに従うことができる人。
- ・ヤングアダルト：16～29歳の若年成人で、失業中であり、さまざまな症状で仕事や勉強を妨げる精神疾患を患っている人を対象にしている。仕事や勉強を始める意欲はあるが、公共職業安定局、

社会保険庁、自治体、医療機関などで個別に定期的に支援を受け  
るよりも、より個別化されたサポートが必要な人たち。

- ・ボーダーウォーカー Project (EU のプロジェクト) : ヨーテボリ  
市に住み、仕事や勉強にたどり着くためまたはアプローチするた  
めにサポートが必要な 16 歳から 29 歳までの人々である。主に以  
下の対象者がいる。精神疾患を持つ若者、外国生まれの女性、子  
どものいる専業主婦、犯罪の危険にさらされている若者、障害者等。
- ・アダルト : 18 歳から 66 歳で、ヨーテボリの居住者、失業中で仕  
事や学習する場所がない、精神疾患または同様の状態があり、追  
加の連携したサポートが必要な人、仕事や学習を始めるために少  
なくとも 2 つのパートナー (公共職業安定局、社会保険庁、コ  
ミューン、医療制度のうちの 2 つ) からのサポートが必要な人、  
コミューン、社会保険庁、または公共職業安定局から給付を受け  
ている人。注意すべきことは、職場で独立して仕事のできるだけ  
のスウェーデン語のレベルが必要であること。
- ・健康開発者 : 16 歳から 66 歳で、公的支援を受けているか、また  
は自分自身のサポート・プログラムを持たず、労働または学習の  
ための計画の一部として、健康を強化する必要のある人。
- ・個人のための連携チーム : ヨーテボリに住んでいる 16 歳から 66  
歳で、公的支援を受けているか、または自分自身のサポート・プ  
ログラムを持たず、複数の機関から協働の支援が必要な人。

#### ④ 活動の事例

「AKTIV」は、スポーツジムでの個別適応トレーニングプログラ  
ムと 12 週間の健康増進サポートを提供している。その目的は、運  
動を通じて健康を強化し、働く能力を高めることにある。

まず、利用者のニーズと希望に基づいたトレーニングプログラム  
を開発する。次に、トレーニングに適応するために定期的なフォ

ローアップとサポートを行う。また、希望に応じて、睡眠、ストレス、ダイエットに関する健康の相談に乗る。さらに、必要に応じて、医療関係者や関係機関と協力して、利用者の健康と開発に関するコンセンサスを作成する。最後に、利用者と一緒に継続的なトレーニングのための計画を作成する。

「健康開発者」の特徴は、労働または学習の計画の一部として健康増進を位置づけること、健康増進と共にライフスタイルを変えることにある。

まず、ニーズ、興味、希望に基づいて一緒に活動計画を立てるための最初の対話を行い、その後、週に1～2日、定期的集まり、対話と活動を行う。最大6か月間参加可能。

その活動は、健康開発者と一緒に身体活動を計画し実施すること、食事、睡眠、ストレス、回復について話をする事、自然散策をすること、興味に基づいて文化のおよび社会的活動をすることである。他の参加者と一緒に健康グループに参加することも可能である。基本は個人個人に適した健康開発をすることである。

「個人のための連携チーム」では、まず対象者と会い、ニーズと適切なサポートを得るためにどのように支援できるかについて話をする。次に、希望、条件、ニーズに基づいて計画を立案するが、その計画は個別に調整され、労働や学習に向けてリハビリテーションを進めるために何が必要かに焦点を当てる。そして、受ける必要のあるサポートを確実に受けられるように、緊密で定期的なフォローアップを行う。

## ⑤ 評価

ISF (Inspektion för Socialförsäkringen 社会保障監督局) は、2023年にそれまでの地域連携組合の活動の個人レベルでの効果を分析してレポートを提出した。その報告の中で、2つの実験的アプ

ローチによる調査の結果が示されている。その一つが、ヨーテボリ、インシヨーリケット（ヨーテボリ近郊のコミュニオン）、ストックホルムでのアンケート調査である。評価は個人がチーム活動に参加する前と後で答えたアンケートに基づいている。

回答は、参加者がしばしば困難な状態にあり、社会に馴染めなく、過去に当局にネガティブな経験をしていて、当局間で立ち往生したことを示している。しかし、チーム活動の結果、個人は人生全般、将来の仕事の機会、将来の経済状態に対してより前向きな見通しを持つことにつながった。労働市場から遠く離れている人も労働市場に近づき、最終的にはより高いレベルの自立に到達できる可能性が開けた。このように高く評価している（ISF 2023, p.14）。

### (3) 労働統合型社会的企業（WISEs）

社会的企業とは、福祉や環境などの社会的な目的を持ち、事業活動を行う企業である。その中で、労働統合型社会的企業は、障がい者、依存症者、難民などの労働の継続に大きな困難を伴う人びとを労働に統合すること目的にして、事業活動を行う。

スウェーデンの WISEs の定義は以下の通りである。

- ・労働生活と社会の中で、就労し労働を継続することに大きな困難を伴う人々を統合するという包括的な目的を持つ。
- ・所有、協定（avtal）、または他の記録様式によって共同労働への参加を作り出す。
- ・自身の活動によって得られた利益を主に再投資する。
- ・公的活動から組織的に独立した企業

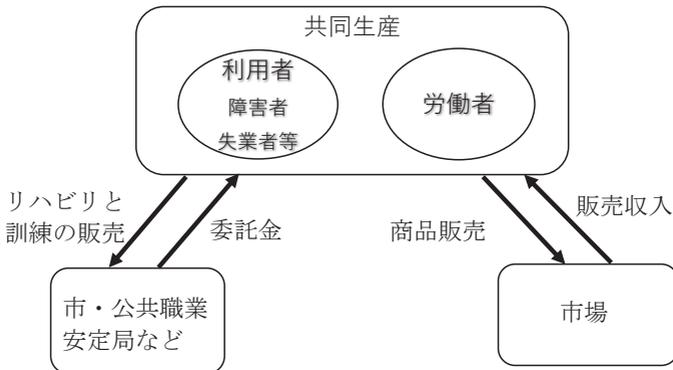
WISEs についてビクター・ペストフは、スウェーデンにおけるサービス供給の多元化が社会的企業の成長を導くとし、「サードセクターへの外部委託、購入者－供給者モデル、協同組合社会サービス、ボランティア及び第三者供給というスウェーデン社会の変化の

なかで、民営化と外部委託が社会的企業の成長を促し、社会サービスの公的供給への代替となった」（Pestoff 1998 藤田ら訳 2000, p.15）と、述べている。

障がい者については、LSS（特定の機能障害を有する人の支援とサービスに関する法律）に基づいてコミュニティの責任に属する仕事を、長期失業者については、公共職業安定局の責任に属する仕事を、そして前犯罪者や依存症者については法務省に責任のある仕事を、協同組合、非営利組織、株式会社に委託している。

図表4は、WISEsが2重のビジネスをしていることを表している。一方で、WISEsは市や公共職業安定局から委託金を受け取り、それらの組織にリハビリと訓練を販売している。他方で、利用者（障がい者や長期失業者など）と労働者が共同で市場に販売する財とサービスを生産する。WISEsには2つの収入源があるわけだが、規模の大きいWISEsの両収入の割合がおおむね5対5、あるいは後者が50%以上であるのに対して、多数の小規模なWISEsでは前者の収入の方がより大きくなっている（藤岡2016、第4章）。以下では、ヨーテボリのWISEsについて具体例を2つ示す。

図表4 WISEsの二重のビジネス



(注) 筆者作成

### ① クリッパン協同組合

クリッパン協同組合は、陶芸、ベーカリー、紙細工、犬の預かりを業務とする4つの部門から構成される(2012年の訪問調査より)。その一つフントダーギス(直訳すると「犬の保育所」)・クリッパンは家庭の犬を昼間に預かる。共働きの多いスウェーデンでは不可欠なサービスである。特に、動物保護の観点から犬を5時間以上放置してはいけないという法律が制定されているので、昼間飼い犬を預ける人は大変多い。この業務をしている団体も数多くある。

クリッパン協同組合は1989年に設立され、労働統合型社会的企業の発展の道を開いたパイオニアである。この協同組合は脳に障害(高次脳機能障害など)のある9人のメンバーからなり、そこで働くことがリハビリや労働の訓練にもなる。重度障害者の2人にはパーソナルアシスタントが付く。全員に役割が与えられていて、1日2交代で週4日働く。犬15匹を預かっており預かり料は月最高1,800クローノル(2012年、約2万7,000円)である。

### フントダーギス(犬の保育所)・クリッパンの写真



(注) 左：筆者撮影、右：ホームページより

## ② ヴェーゲン・ウットウ (Vägen Ut)

ヴェーゲン・ウットウ協同組合は、スウェーデン最大の社会的企業のフランチャイズチェーンであり、12のフランチャイズ企業がある（2012年の訪問調査及びVägen Utのホームページ <https://vagenut.coop/> 2024年12月18日閲覧）。それらは環境に優しい製品とサービスを販売する。同時に、労働市場から遠く離れている人びとのために労働が創造される。

労働を通じて目指すことは、エンパワーメント、自己決定力、自尊心、薬物に手を出さないこと、首尾一貫性、能力の100%発揮、こどもの視点などである。この協同組合のフランチャイズ企業が行っている活動内容の主なものを以下に述べる。

### ・モザイクファクトリー

モザイクファクトリーは、2013年にアーティストのSaber Rezgar AlipanahとBibbi Forsmanによって、ヨーテボリ北東部の大規模な開発プロジェクトの一環として、設立された。9年後、研究会NBVがモザイク工場を引き継ぎ、セイバー（Saber）が芸術監督に就任した。現在、モザイクファクトリーはヴェーゲン・ウットウ協同組合の一部になっている。

モザイクを扱うことは、参加者に芸術的な創造を通じて自分自身を表現する機会を与える、エキサイティングで創造的な活動だと考えられている。高齢者の特別な住宅、障がい者のデイセンター、学校、その他の組織向けのモザイクワークショップも提供している。作成するすべてのモザイクは、住宅地やその他の公共の場所に設置される。これまでに、何千人もの参加者が、ヨーテボリ市とヴェストラ・イエータランド・リージョンで7000平方メートル以上のアートを制作した。

### ・カリンの娘たち

女性の職業訓練、語学研修、職業リハビリテーションを行うテキ

スタイルアート & クラフト協同組合である。

・カイスクユール 46

この協同組合は次のような仕事をしている。

「グリーンサービス」：庭の管理、ガーデニング、木の剪定、小規模なタイル貼りと撤去作業

「衣類へのプリント」：オーガニック繊維に環境に優しい塗料でスクリーン印刷、ヴェンダー（販売会社）との協同、あらゆる素材に印刷

「再利用とデザイン」：地域のアーティストとデザイナーとともにリサイクル用の素材から生産物を生み出しコレクションを作る。産業廃棄物や他の廃棄物に新しい生命を与える。

「会議とグリーンケイタリング」：フィスクハムネン マヨルナには近代的な設備を備えた会議室がある。ヴェジタリアンキッチンから朝食、ランチとコーヒーを会議とイベントのために届ける。

・サービス

幅広いサービスを行っている。例えば、清掃、造園、屋外用家具のリノベーション、ストレージと屋根裏部屋のクリーニング、輸送及び宅配便業務である。

・アングシュ庭園

ここでは、室外の明るい場所で終日または半日会議を開催し、リングの木々の間で自家製コーヒーを楽しむことができる。また、屋外席のカフェや、春夏シーズンにはファームショップも営業している。この庭園でイベントや結婚式を開催できる。ここには、ハーブガーデン、菜園、果樹、花壇、森林庭園、温室栽培、養蜂、養鶏がある。

## まとめ

スウェーデン経済は1990年代に大きな転換を迎えた。それまでは失業率が大変低かったが、1990年代に大きく上昇した。その中で、長期失業者が増大し、健康状態の悪い人、精神的疾患を伴う人や移民者、さらに生活手当を受給している人への支援が課題になった。そして中央政府だけでなく、コミューンにおいても特に都市部で就労支援が行われるようになった。

本稿では、都市部の典型としてヨーテボリ市を取り上げた。ここでは、コミューン独自の取り組み、地域連携組合であるFINSAMヨーテボリ、および労働統合型社会的企業によって、多彩なプログラムが提供されている。特に重要なのは、個々人のニーズや好み、能力に応じた個別プログラムが実施されていることである。

福祉国家の動向を顧みれば、就労支援においてコミューンの役割がより重要になったこと、地域連携組合のような政府部門内で水平的かつ垂直的調整の実現、そして民間委託を逆手に取ったWISEsの活躍、これらの動きに福祉国家の再編を読み取ることができる。

## 参考文献

- ・ Edling J. (2017), *Den Svenska arbetsmarknaden under tre decennier : Med utblick mot 2050*, Svenska ESF-rådet Rapportnummer 2017/00501-2
- ・ ISF (2023), *Samordnat stöd gör skillnad: En analys av effekterna av samordningsförbundens verksamhet på individnivå*, Rapport 2023:2
- ・ Meidner R. (1993), Why did the Swedish Model Fall? *The Socialist Register* 1993.
- ・ Pestoff V. (1998) *Beyond the Market and State :Social enter-*

*prises and civil democracy in welfare society*, Ashgate Publishing Limited (藤田暁男ほか訳『福祉社会と市民民主主義－協同組合と社会的企業の役割』2000、日本経済評論社)

- ・ SKR (2022), *Kommunal Perspektiv på arbetsmarknadspolitiken 2022*
- ・ 太田美帆 (2019) 「スウェーデンにおけるアクティベーション政策と生活保障システム」『日本労働研究雑誌』 No.713
- ・ 藤岡純一 (2016) 『スウェーデンにおける社会的包摂の福祉・財政』2016 中央法規出版
- ・ 藤岡純一 (2025) 「スウェーデンの財政連携法とリハビリ支援－福祉国家の新たな動向－」『関西福祉大学研究紀要』第28巻、(2025.3)
- ・ 山本麻由美 (2013) 「スウェーデンにおける失業保険の役割」『海外社会保障研究』 Summer2013 No.183
- ・ 山本麻由美 (2014) 「長期失業者への就労支援に関する考察－スウェーデンでのヒアリング調査を手掛かりとして」『週刊社会保障』 No.2791 (2014, 9.8)